第十一項（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第一条の四（第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第三条の七第一項第一号ロ及び第四号、第三条の八、第四条第一項第五号及び第二項（これらの規定を第四条の四の二において準用する場合を含む。）並びに第四条の八第一項第三号及び第二項（これらの規定を第四条の十一の二において準用する場合を含む。）			
第一条の三第一項第三号及び第四項第三号並びに第一条の四（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認の申請	確認する	確認に
	通知	審査する	審査に
第一条の三第一項の表二、第四項の表一及び第五項第一号（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）	確認する	確認に	
	審査する	審査に	
第一条の三第一項の表二、第四項の表一、第八項及び第十項（これらの規定を第三条の三第一項において準用する場合を含む。）、第四条第一項第一号（第四条の四の二において準用する場合を含む。）、	確認に		
	審査に		